

【 手術 】

3 1 2 麻酔薬の算定がない小児創傷処理（6歳未満）等の算定について

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

麻酔薬の算定がない次の手術の算定は、原則として認められる。

- (1) K000-2 小児創傷処理（6歳未満）「5」筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）
- (2) K001 皮膚切開術「1」長径10センチメートル未満

○ 取扱いを作成した根拠等

K000-2 小児創傷処理（6歳未満）「5」筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）については、ステープラーと医療上同等の創傷処理を行った場合も算定可とされており（留意事項通知および同事務連絡）、局所麻酔は不要である。

また、K001 皮膚切開術「1」長径10センチメートル未満については、手術範囲が小範囲であることから、麻酔が不要な場合や少量の局所麻酔薬を使用したとしても低薬価のため算定されない場合もある。

以上のことから、麻酔薬の算定がないK000-2 小児創傷処理（6歳未満）「5」筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）、K001 皮膚切開術「1」長径10センチメートル未満の算定は原則として認められると判断した。